

統計の概要

1 統計の目的

この統計は、医師、歯科医師及び薬剤師について、性、年齢、業務の種別、従事場所及び診療科名（薬剤師を除く。）等による分布を明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得ることを目的とする。

2 集計の対象

日本国内に住所があつて、医師法第6条第3項により届け出た医師、歯科医師法第6条第3項により届け出た歯科医師及び薬剤師法第9条により届け出た薬剤師の各届出票を集計している。

3 集計事項

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| (1) 住所 | (6) 従事先の所在地 |
| (2) 性別 | (7) 主たる業務内容（薬剤師を除く） |
| (3) 生年月日 | (8) 従事する診療科目（薬剤師を除く） |
| (4) 登録年月日 | (9) 取得している広告可能な医師・歯科医師の専門性に |
| (5) 業務の種別 | 関する資格名 |
- 等

4 届出の時点

平成30年12月31日現在

5 届出の経路等

(1) 届出方法

届出義務者である医師、歯科医師及び薬剤師が保健所等を経由して厚生労働大臣に届出票を提出する。

(2) 届出経路

厚生労働省 — 島根県 — 保健所 ・ ・ 医師・歯科医師・薬剤師
|
中核市 — 保健所 ・ ・ 医師・歯科医師・薬剤師

6 結果の集計

厚生労働省において行われた。

用語の説明

「病院」

医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者 20 人以上の入院施設を有するものをいう。

「医育機関」

学校教育法に基づく大学において、医学又は歯学の教育を行う機関をいう。

「診療所」

医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの、又は患者 19 人以下の入院施設を有するものをいう。

「介護老人保健施設」

介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設をいう。

【利用上の注意】

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
統計項目のあり得ない場合	・
比率等でまるめた結果が表章すべき最下位の桁が 1 に達しない場合	0.0
減少数または減少率を意味する場合	△

(2) 掲載している割合の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

(3) 人口 10 万対比率算出に用いた人口は、全国及び島根県全体について、総務省統計局発表「各年 10 月 1 日現在推計人口（総人口）」であるが、県内各市町村については、島根県政策企画局統計調査課発表「平成 30 年島根の人口移動と推計人口」を用いている。